



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 第一工業製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 大柳 雅利
(コード番号 4461 東証第一部)
問合せ先 総合企画本部
法務室長 松田 浩一
(T E L 075-323-5933)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 149 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 24 年 4 月から中期経営計画「チェンジ 100 計画、ステージⅡ-収益を伴う拡大-」を推進しておりますが、化学業界にとっては厳しい経済環境にありますことから、計画に掲げる目標を達成していくために、各種取り組みを講じております。

そのような取り組みのうち、グローバル化への対応とブランド力強化のための施策の一環として、これまで使用してきた略称を正式な英文呼称とするため、現行定款第 1 条（商号）の英文表示を変更するものであります。

また、執行主体の立場から離れた代表取締役会長を選定して執行の管理監督を強化することを企図しておりますことから、第 24 条（取締役会の招集権者）及び第 26 条（取締役会の運営）を新設するものです。

(2) これまで、環境に配慮した事業活動により省資源化に努めてまいりましたが、ご承知のように、東日本大震災の影響により国内の電力供給が縮小し、電力の供給不足への懸念と電気料金の値上げが生じております。

そこで当社では、環境への配慮及び電気料金の抑制を目的に、当社製品製造における副産物であるメタンガスを利用した発電設備を設置し、いわゆる再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電気事業者へ電力供給を行うことを企図致しました。このため現行定款第3条（目的）に第10号を新設し、「発電および電気の売買」を追加するものです。

(3) 当社は、当社株式の大量取得を企図する買付について、中には企業価値や株主共同の利益を害するものがあり得るとしても、飽くまでその当否は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

ただ、会社法は、株主の皆様のご判断を示す機会、すなわち株主総会決議の対象を法令または定款に定める事項に限っているため、仮に、いわゆる「買収防衛策」の導入が必要と株主の皆様がご判断されるとしても、あらかじめ定款に導入の決議ができる旨を定めておかなければ、株主総会で当然には導入を決議いただくことはできません。

そこで、株主の皆様のご判断により「買収防衛策」が導入できることをあらかじめ定款に定めておくことは、株主の皆様にとり有益と考え、第18条（買収防衛策）を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は第一工業製薬株式会社と称し、英文では <u>Dai-ichi Kogyo Seiyaku Co., Ltd.</u> と記する。	第1条 当社は第一工業製薬株式会社と称し、英文では <u>DKS Co. Ltd.</u> と記する。
(目的)	(目的)
第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～9. (条文記載省略)	1. ～9. (現行どおり)
(新設)	<u>10. 発電および電気の売買</u>
<u>10.</u> (条文記載省略)	<u>11.</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="443 226 655 304">第3章 株主総会 (新 設)</p> <p data-bbox="357 658 738 689">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="268 752 730 784">第18条～第22条 (条文記載省略)</p> <p data-bbox="480 846 616 878">(新 設)</p> <p data-bbox="268 1232 603 1263">第23条 (条文記載省略)</p> <p data-bbox="480 1326 616 1357">(新 設)</p> <p data-bbox="268 1664 730 1695">第24条～第35条 (条文記載省略)</p>	<p data-bbox="1031 226 1243 257">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="871 275 1050 306"><u>(買収防衛策)</u></p> <p data-bbox="858 324 1415 593">第18条 株主総会においては、当社の企業 価値および株主共同の利益の確保・ 向上のため、当社の株式の大量買 付行為に関する対応策 (買収防衛策) の導入、変更、継続および廃止につ いて決議を行うことができる。</p> <p data-bbox="948 658 1329 689">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="858 752 1289 784">第19条～第23条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="871 846 1161 878"><u>(取締役会の招集権者)</u></p> <p data-bbox="858 896 1415 1164">第24条 取締役会長を選定するときは、取締 役会は、取締役会長が招集する。た だし、取締役会長に欠員または事故 があるときは、取締役会において定 める「取締役会規則」に従って、他 の取締役が招集する。</p> <p data-bbox="858 1232 1161 1263">第25条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="871 1326 1114 1357"><u>(取締役会の運営)</u></p> <p data-bbox="858 1375 1415 1599">第26条 取締役会長または「取締役会規則」 に従って取締役会を招集する取締役 は、取締役会の招集・運営にあたっ ては、取締役会による業務執行の監 督が適切に行われるよう配慮する。</p> <p data-bbox="858 1664 1289 1695">第27条～第38条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月25日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成25年6月25日(火曜日)

以上